

平成19年12月

## 総務委員会会議録

平成19年12月17日（月曜日）

午前10時00分から

午前11時27分まで

市役所 第3会議室

### 出席委員（7名）

委員長	堀江正栄君	副委員長	小林敏彦君
	宮地繁誠君		山田拓郎君
	福富勉君		上村良一君
	矢幡秀則君		

\*\*\*\*\*

### 欠席委員（なし）

\*\*\*\*\*

### 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

主 事 兼 松幸枝君

\*\*\*\*\*

### 説明のため出席した者の職・氏名

総務部長	服部良弘君	出納室長兼会計課長	岩田敏己君
消防長	松田一雄君	秘書広報課長	宮島敏明君
企画政策課長	酒井美彦君	総務課長	大鹿俊雄君
税務課長	舟橋始君	収納課長	大西正則君
情報管理課長	北折光治君	消防次長 兼消防署長	日比野一博君
消防庶務課長	河村光雄君	予防防災課長	小河政男君
消防署主幹	渡邊達郎君	監査事務局長	野木森鋳二君
議会事務局次長	高木秀仁君		

\*\*\*\*\*

### 付託議案

第65号議案 犬山市土地開発公社定款の一部改正について

第67号議案 平成19年度犬山市一般会計補正予算（第3号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 総務委員会の所管に属する歳入

歳出 2款 総務費（5項統計調査費）

第71号議案 犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について

第72号議案 犬山市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

第73号議案 犬山市職員の退職手当支給条例の一部改正について

第76号議案 平成19年度犬山市一般会計補正予算（第4号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 総務委員会の所管に属する歳入

歳出 1款 議会費

2款 総務費

3款 民生費

4款 衛生費

5款 農林業費（1項農業費のうち6目土地改良費を除く）

6款 商工費（2項観光費のうち1目観光交流総務費のうち28節繰出金を除く）

7款 土木費（4項都市計画費のうち5目公共下水道費を除く）

8款 消防費

9款 教育費

午前10時00分 開会

小林副委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに総務委員会を開催させていただきます。

なお、当局においては山澄市長公室長が欠席でございますので、よろしく願いいたします。

本委員会に付託されました案件は、お手元の付託議案一覧表に記載のとおりでございます。

第65号議案 犬山市土地開発公社定款の一部改正について、第67号議案 平成19年度犬山市一般会計補正予算（第3号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 総務委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費（5項統計調査費）、第71号議案 犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について、第72号議案 犬山市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について、第73号議案 犬山市職員の退職手当支給条例の一部改正について、第76号議案 平成19年度犬山市一般会計補正予算（第4号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 総務委員会の所管に属する歳入、歳出 1款議会費、2款総務費、3款民生費、4款衛生費、5款農林業費（1項農業費のうち6目土地改良費を除く）、6款商工費（2項観光費のうち1目観光交流総務費のうち28節繰出金を除く）、7款土木費（4項都市計画費のうち5目公共下水道費を除く）、8款消防費、9款教育費、以上でございます。

お諮りいたします。

付託議案の審査の方法については、まず1議案ごとに当局の説明の後、その都度質疑を行い、全付託議案の質疑終了後、討論・採決を行いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

小林副委員長 異議なしと認め、1議案ごとに当局の説明、その後、質疑を行います。

最初に、第65号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

大鹿総務課長。

大鹿総務課長（第65号議案説明）

小林副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

宮地委員 今、174条で預金に含まれるというふうに説明があったんですが、銀行の中にそれが入るといふふうに解釈するのか、あるいはその他主務大臣の指定する金融機関というふうに、こちらに含まれてくるのか、郵便貯金は、どういうふうな解釈になるのか。

小林副委員長 大鹿総務課長。

大鹿総務課長 郵政民営化によりまして、これらの郵便貯金銀行という、新たな銀行になります。したがって、銀行の範疇に含まれて、それで預金という枠組みの中に入れられるということになります。貯金が預金ということになります。

小林副委員長 他に発言は。

福富委員。

福富委員 郵便貯金銀行となりますと、今の銀行と同じように、金利も民間ですので、市としても、やっぱり金利のいい、借りるのは安い方、また預けるのは金利の高い方というようなことで今後進まれると思いますが、その辺はどうですか。

小林副委員長 大鹿総務課長。

大鹿総務課長 今ご質問のとおり、株式会社郵貯銀行ということで、銀行法の適用を受けますので、ご質問のとおり、金利の安いところという取り扱いになろうかと思えます。

小林副委員長 他によろしいですか。

〔「なし」の声起こる〕

小林副委員長 質疑なしと認め、第65号議案に対する質疑を終わります。

続きまして、第67号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

大鹿総務課長。

大鹿総務課長 (第67号議案説明)

小林副委員長 当局の説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

山田委員。

+ 山田委員 繰越金の関係なんですけど、議案質疑の中でもいろいろ質疑がありましたけれども、僕は日常の議員活動の中で、一番多い相談というのは、土木関係の相談が多いんですけども、実際、現場の方では、枠の中で、やっぱりやりくりをしていかざるを得ないわけですね。それに対して、住民要望というのは、緊急性のあるものを含めて、膨大な量があるわけなんだけれども、通常は9月で補正しますよね。やっぱり今の状況を見ていると、一般要望への対応というのができるだけ、もし対応できる範囲でいいんですけども、補正は9月に限らずに、そういうのはやっぱり組めんもんかなという気はするんですけども。どうしても、この年度内にできないと、次、次というふうにならざるを得ないんですけど、いろいろ要望を受けるんですけど、どうしても枠の壁に突き当たっちゃうわけですね。だから、そこら辺、何とかそういう毎議会ごと、必要なものがもしあれば、そういう補正組めないものかなと思うんですが、どうでしょうか。

小林副委員長 大鹿総務課長。

大鹿総務課長 まず、繰越金についてご説明申し上げますけれども、本会議の中でも総務部長からお答えさせていただきましたけれども、実質収支につきましては、16億9,100万円程度ございました。それで、前年度からの繰越金というものは、翌年度の当初予算を編成するのに必要な財源として充てるということをご案内のとおりであります。

それで、平成18年度から平成19年度への繰越金を想定したもののうちの5億円は、もう当初から繰り越させていただいております。6月に7,400万円程度、それから9月に4億2,000万円程度組ませていただきました。補正後の残高が6億9,000万円程度ございました。このうち、本会議にもありましたように、平成20年度、平成21年度が非常に苦しいということで、

既存の財政調整基金をそのまま持っていきたいという観点から、6億円を、当初6億円財政調整基金を取り崩しておりますので、今後につきまして、この繰越金の中から、当初入れておいた部分を戻したいというふうな観点で考えております。

繰越金の状況としては、以上でございますけれども、あと6月だとか、9月だとか、12月に、折々に予算が組めないかという点につきましては、かなり歳入も変動しますし、この繰越金を貴重な財源として、必要な所要の事業に対応してまいっておりますし、まいっていく考えでおりますのでご理解いただきたいと思います。

必要なものがあれば対応していくという考えです。

小林副委員長 山田委員。

山田委員 特に土木ということに、繰越金絡めて質問してるわけですが、いろいろと道路やなんか、新設するものもそうですけれども、今あるものを維持管理していく、非常にやりくり大変で、住民要望はそれに対して、むしろいろいろと膨大な数が出てくるということで、当初の中で、特に田中市長の方は土木の方に重点があるんですけど、どちらかというと、都市計画道路関係、大きな話が多くて、一般要望の方は、もうちょっと枠を広げていいんじゃないかなと。だから、補正と言いましたけど、当初の枠でもうちょっとそこら辺の現状を踏まえて、枠を確保できるように、そういう点、当初の中でもし考慮できるものであれば、考慮するように、指摘にとどめておきたいと思います。

小林副委員長 宮地委員。

宮地委員 2点ばかり、9ページの雑入ですが、これは担当外かもしれませんが、楽田駅東の広場用地使用料32万4,000円、これはどういうところに利用されてるのかということ。

もう1点は、10ページの総務費、パート職員賃金が計上されてますが、これ議案質疑でも出てましたのが、いわゆるかなりパート職員がふえてきておって、それがこれまで5年だろうが、10年だろうが、一律のパート賃金でそろえていたと思うんですが、例えば、かなり若い層の雇用もなされておって、将来こういう人たちをどうしていくんだという、生活がかかっているわけなんだけれども、あくまでも、いわゆる1時間、1日当たり幾らという線を、一定の線に引いていくのかどうか。あるいは、見直しをかけていくというような答弁もされたんですが、たとえば言いますと5年以上、あるいは10年以上勤めているパート職員がどのくらいいるのかということ、まずそこらから聞かせていただいて、そういうパート職員の待遇を、長期のものについては僕は改善していかんのではないかなと感じてるんだけれども、ちょっとその辺の状況を聞かせていただきたい。

小林副委員長 大鹿総務課長。

大鹿総務課長 まず、私の方からは、指定交付金というのを21万1,000円増額補正させていただく内訳だけ申し上げます。

これにつきましては、指定統計調査にかかわるパート職員として、1時間当たり880円をお願いしております。当初、1日6時間の15日を想定しておりましたけれども、業務内容が商業統計調査と就業構造基本調査、工業統計調査並びに土地統計調査の事務ということで、事務量が膨大になりましたので、6時間であったものを1日8時間勤務をお願いすることにいたしました。それで、880円掛ける8時間掛ける15日分掛ける8カ月分ということで、21

万1,000円、当初の2時間分の差額を組ませていただいたというものであります。

それから、前後しますけれども、雑入の中の土木費雑入の楽田駅広場用地の使用料につきましては、ちょっと付託されていなかった部分でしたので、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど回答させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。  
小林副委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 パート職員の関係ですが、まず資料なんですけど、年数ごとの職員、統計をとっておりませんので、数字はちょっと申し上げることができませんが、10年を超えて勤務していただいている方も確におみえになります。パート職員さんは、本来、我々正規職員と違って、どちらかというと、事務でも、単純な労務についていただくことを原則としておりますので、従来そういった特別に職務的に加算ということは行われてきませんでしたけど、現実的に、やはりそういった正規職員に近いような業務を行っていただいている部分もあります。それを今度ちょっとそういった加算を考えていこうかと、こんなような考えに至っております。

小林副委員長 宮地委員。

宮地委員 担当外の質疑してるので、とどめておきますが、パート職員については、これまで本当に私がいるときからそういう感覚でおったもんで、悪かったなと思うんだけど、今のような格差社会の中で、パート職員の生活も、私は厳しいものがあるということも思うし、また軽微な事務ということで雇用はするけれども、実質入ってしまうと、職員と同じような内容の職員もかなりいるわけだから、やっぱり生活できる程度の保障というか、そのやっぱり見直しは、年数によって掛けていくという基本線を一度、庁内でよく検討してやっていただきたいということをお願いして終わります。

小林副委員長 他に発言はございませんか。

山田委員。

山田委員 今の関連で、これもパートの関連ということで、本会議の質疑でもありましたけども、実際にはパートの方に担っていただいとる部分というのが、単純な労務ということなんですけども、例えば保育なんかでは、ほとんど正規の方と近いような部分ができとるような現状もあったんですけども、実態として本当に正規の職員とパートさんの仕事の職務の内容というのは、一般職も含めて、本当にそういう状況なんですかね。そこら辺が僕わからんのですけど。

小林副委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 今、おっしゃいました保育園なんかにつきましては、こういった方は臨時的任用職員といいまして、私たちと同じ勤務形態なんです。8時間の毎日来ていただいておりますので、その方につきましても、実は賃金単価はパートさんと一緒なんですけど、この方が違いますのは、6月と12月に期末手当が出るようになっておまして、パートさんには期末手当等はないですね。だから、日々の賃金だけということになってるんですけど、こういったところも取り扱い規定がございまして、そちらの方に準拠してやってるもんですから、ここら辺の改正もあわせて、制度的に考えていきたいということで、平成20年度、取りかかってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

小林副委員長 山田委員。

山田委員 今、保育の方なんですけど、一般職の方でもかなり正規と近い状態がある実態があるというんですか、そこら辺はどうなんですか。

小林副委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 実態的にはやはりそういう認識を私どもも持っております。それで、今回ちょっと加算について考えようかというようなことになっております。

小林副委員長 福富委員。

福富委員 パートのあれですけども、私は、民間との、市のパート職員で募集してきた人を全員採用するということはできないもので、民間へ回られるパートの方との賃金調整を、ある程度民間パートと市のパート職員と同じというようにしないといけないと思うんですけども、そういう民間との比率も考えてしていただかないと困りますよ、これは。

小林副委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 そういう処遇の条件につきましては、やはり一番もとになるのは、愛知県の最低賃金、これが今710円ぐらい出ておりましたんですが、確かに民間の、チラシなんかを見てもみると、時給750円とかというような数字が出ております。最近、ちょっと800円を超えるような数字も出てくるようになっておりますので、これ本会議でちょっとお話ししたんですが、パートさん等の賃金につきましては、一般職の給料表の基準と連動をとるようになっておまして、一般職の給料が上がれば上がりますよと。下がれば、このところ数年、実はマイナスの人事院勧告が出てまして、下がってきてますので、そういったところで、時間単価で10円下げるといってもやむなく行わせていただいていたんですが、平成20年度につきましては、いわゆる我々の給料表が上がるものですから、それに伴って上がると、そういうふうな形で連動しております。そういったところで、単価的には、だから連動するところをどこへ持っていくかという話になるかと思いますが、それも含めまして、一度、平成20年度に精査していきたいと思っております。

小林副委員長 山田委員。

山田委員 さっきの、パートさんが何を担っていくのかということ絡んでくるんですけど、パートの全体の数というのは、非常に多いわけですね。何を担っていくのかということ突き詰めて考えていくと、正規の職員の数とのバランスというのを当然考えていかないかんという部分だと思うんですけど、そこら辺も含めて、本当に人が必要であれば、正規の職員として配置をしなきゃいかんでしょうし、パートでみんな対応すべきところはパートでいいと思うし、その見きわめの問題をやっぱり同時にやっていかないかんと思うんですけど、その辺はどういうふうに、今後のこと含めて考えてみえるか。

小林副委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 おっしゃるとおり、パートさんの業務で、それでオーケーであるものについては、パートさんにお任せをしていきたいと思っております。ただ、行革で、正規職員、どんどん人員削減ということで、全国的にこういった公務員の減員が行われておる中で、やはりそこら辺すみ分けをして、パートさん、臨時職員でできるところについては、やっぱりお任せをするという、そういったすみ分けをしていくことだとは思っております。ただ、全

般的に、やはりまだ、いまだに国の方が地方公務員の削減というようなことで言ってきております。

犬山市におきましては、もう既にある程度の人数を、もう行革の中で減らしてきている、第4次でも、実は人数で5%、人件費で10%ということで、示されておりまして、その5%につきましても達成をしてきておりますので、今、第4次定員適正化計画というのが執行中です。その中で、実は27人、平成18年度から5年間で減らすような計画になっておりますが、9月議会の一般質問でも出ましたように、これだけの人数をこれから減らしていくというのは、やはり国からも事務がおりてきておりまして、民生関係でかなり事務がおりてきているのはご承知かと思いますが、そういったこともあわせまして、やはりちょっと、定員の適正化もやはり図っていかないと、このように考えておりまして、計画の見直しも視野に入れておるところです。

小林副委員長 山田委員。

山田委員 今、課長の方から最後にあったところ非常に重要なところですけど、国も仕事をおろして、仕事は地方におろすけれども、人数は減らせという、国の方にそれまるっきり返したいような部分ですけども、やっぱりさっきの正規の職員で担うべき部分と、パートさんで対応すべき部分をこれから検討していく中では、じゃあ、地方自治体として、今どれだけの仕事を担っていかなくちゃいけないのか、仕事の仕分けの中で、そこら辺も考えて、見きわめていかないとかわけですね。その中で本当に犬山市の職員として何人必要なんだということが出てくると思うんです。だから、適正化というのは、もちろんじゃんじゃんぶやせとは、僕も思わんけども、本当に適正な数というのがどこなんだということね、国の動きも踏まえてね。国から言うてくることに何もすべて迎合する必要もないと思うし、だから犬山市としてあるべき姿をね、きちっと仕事の仕分けもしながら、適正な数を定めていただければいいかなという指摘で終わりたいと思います。

小林副委員長 他にご発言はございませんか。

矢幡委員。

矢幡委員 今ちょっと、山田委員から保育園の件で、パートさんの件がありましたけども、8時間労働で、報酬はありますけど、パート職員さんて、あれは、何か年に1回、保育の指導要綱なども入ってるわけでしょ、特殊な事務じゃないですか、そういう面では、同じ時間給というの、ちょっと納得できないんですけども、ここちょっと教えてもらえませんか。

小林副委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 職種によりまして、賃金単価は全部違っておりますので、保育職は保育職で、賃金単価を設定しております。

小林副委員長 矢幡委員。

矢幡委員 相当高いんですか。

小林副委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 きょう持ってきたのが、平成18年度しか入ってないんですけども、平成18年度の単価で、一般職は7,040円に対しまして、産休代替等の保育士につきましてもは8,120円となっております。これ日額ですが。



小林副委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

小林副委員長 質疑なしと認めまして、第67号議案に対する質疑を終わります。

続きまして、第71号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 (第71号議案説明)

小林副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

山田委員。

山田委員 管理職特別勤務手当なんですけれども、1回につき8,500円から、各役職によって額が決まっているということですね。1回ということは、例えば台風とか災害時の非常事態も含まれるわけですけど、そこに災害の警報か何かが出て、緊急体制をしかないかんことがあります。だけど、それが例えば1時間で解除したといっても、1回というふうに勘定するということになってるんですか。

小林副委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 お答えいたします。

原則として、勤務1回というのが2時間以上6時間未満を想定しております。こういった場合に、今申し上げた金額が支払われます。

6時間を超える場合、これが今の条例にも出てきますが、100分の150を支払うという規定です。6時間超の場合が1.5倍の額になります。2時間に満たない場合は、0.5ですね、半額になるということですが、1時間に満たない場合については、支給しないということが規則の方で規定をしております。

勤務1回ということですので、例えば土日に、今の台風なんかで招集があったと、緊急災害対策本部を設けるということで招集があって、それが夜の11時ということで、翌日まで続いた場合、2日にわたったらどうなるかということが多分あるかと思いますが、この取り扱いにつきましては、最初の勤務日が1回ということで、その連続ですので、1回としか数えません。2日にわたってもそういった連続の場合は、最初の勤務日の1回のみ、そういう形で支払うと、こういう形になりますので。

小林副委員長 発言を求めます。

堀江委員。

堀江委員 今の山田委員の質疑、私も少し聞きたいと思うんですけど、今度新しくこういふふうに改正されると、今まではある程度管理職の方協力的だったと、どうですか、管理職の人はこの手当に対して、おおむねどんなふうにお感じになるんですか。一度、率直に、以前と、それから今回ということ踏まえて、どんなふうにお感じになってるかお聞きしたい。

小林副委員長 暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

再 開  
午前10時51分 開議

小林副委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

他にご発言はございませんか。

上村委員。

上村委員 先ほど災害時、緊急を要するときの改正の部分でお話あったと思うんですが、災害というのはいつ起きるかわからんですね。その間の、いわゆるどこから任務体制に入るのか、時間をはかる場合にね。もちろん、ボランティアの方は、どんな状況である場合でも無報酬で、そういったところへの初動的な活動をされるわけです。公務員においては、災害対策本部設置してから、そういった体制に規定の報酬をいただく時間が該当していくのか、その辺をちょっと明確にお示しをいただきたい。

小林副委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 まず、災害対策本部が設置された場合がまず該当するということになりまして、それによって、各職員、招集の通知が連絡網を通じてまいりますので、それに従って、本部へというか、例えば、避難所でしたら、避難所へ行っていただく、本部、市役所の方へ来ていただくようになってる職員については来ていただく、その到着した時点からの勤務ということになります。

小林副委員長 他にごございませんか。

宮地委員。

宮地委員 本会議で質疑があったかもしれませんが、ちょっと私、頭の中へ全然入らんもんで聞くんですが、14ページの第10条の関係ですけれども、改正された方では、属する職務の級における最高の号給の給料月額 $100分の25$ を超えない範囲内で市長が規則で定めるというふうになってるんですね。今までは、支給割合を乗じて得た額とすると、管理職の受ける給料 $100分の25$ を乗じて得た額というのは管理職手当だったんですが、最高の号給の給料ということで、皆そこへ当てはめてしまってやるのか、範囲内で市長が規則で定めるといふことになると、どういうふうに規則でここを定めようとしているのか、この違いですね、これはどういうところなのか1点。

それから、その下の12条の2ですが、 $100分の10$ から $100分の3$ 、 $100分7$ が減額されてるんですが、また、勤勉手当では $100分の77.5$ から $100分の75$ に、 $2.5$ 削減されるらしいんですが、この影響というのは、平均的にどの程度の額なのか、その辺、ちょっと教えていただきたい。

小林副委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 まず、第10条ですが、職務の級における最高の号給の給料ということで、これにつきましては最大、マックスを言っております。

小林副委員長 宮地委員。

宮地委員 そこに皆当てはめるわけですね。

小林副委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 いえ、これを超えてはいけないという点をここで定めておまして、規則の方で、先ほど申し上げた額が市長が規則で定める額になります。部長職で8万2,200円ですね、課長職で6万6,400円、補佐職で5万1,900円というような、これ具体的にどういった数字かといいますと、国の方の算定の仕方を参考にしなさいということで行われておるんですが、例えば課長職の職員がずっと同じ級、犬山ですと、7級におるわけです。この真ん中に位置する職員の給料をもとに、パーセントを掛けなさいということ言ってるんです。例えば、1,000人課長がおれば、500番目、501番目が真ん中になりますので、その人の給料月額にパーセントを掛けなさいと。犬山市だけですと、人数が少ないもんですから、規則でこれ規定しましても、やはり動いたりする、年中かなり動く可能性が大でありますので、国のたくさんいる国家公務員の中位の額、真ん中の額を使いなさいというようなことを言ってきたわけですね。それによって、あと、今まで部長職ですと、18%を掛けておったんですが、この18%を掛けると現行を上回りまして、余り現在に近づかない数字になります。国は17.5%という数字を用いておりますので、犬山市も17.5%を掛けるとほぼ現実に近いような数値が出てきますので、これで6万6,400円としてるということです。

補佐職につきましては、現行10%なんですけど、国の方で5万1,900円なんですけど、これは12.5%を掛けると、こういった数字が出てきます。現実に、補佐職は2.5%アップするわけなんですけど、これについても、職務からいっても、5万1,900円が適当であろうということ

ただ、部長につきましては、現行18%なんですけど、国が17.5%ということで、0.5%下がったような数字なんですけど、現実的には、現行に近似値となる数字が出てきておりますので、これをスライドさせていただいたということになります。

小林副委員長 宮地委員。

宮地委員 できるだけ現状に近い数字で出してるということですね。パーセントを掛けとるわけやね。

小林副委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 そういうことです。

2番目の7%、地域手当が落ちたときの影響額ですが、これはちょっと、本会議でもお話をさせていただきましたが、地域手当7%、これは給料と管理職手当、扶養手当の合計、この三つの合計額に地域手当を掛けるということになってまして、これは期末勤勉手当にもはね返ってまいります。

本会議で言わせていただいたのは、部長職につきましては年収で63万4,000円ほどの影響額が出てくるということです。これは、1人、例えば部長になったばかりの人を推定損という形で計算をした額です。真ん中ぐらいで、統括主査職になりますと、年額で44万2,000円ほど、若手の1級の、入ったばかりの職員ですと、20万7,000円ほどの減額ということで、影響額が出てまいります。

勤勉手当の増額、全体で1,106万円の増ということなんです。

ごめんなさい、第2条のお話ですね。第2条は、これを第1条で、ことしの12月に0.05カ月プラスしまして、これは12月だけの支給ですので、平成20年度になりますと、6月と12月の両方勤手当が出ますので、この半額ずつ振り分けますので、実際の影響額は今申し上げた1,106万円の半分になります。0.025カ月ということになりますので。

小林副委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

小林副委員長 質疑なしと認め、第71号議案に対する質疑を終わります。

続きまして、第72号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 (第72号議案説明)

小林副委員長 説明は終わりました。

続きまして、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

小林副委員長 質疑なしと認め、第72号議案に対する質疑を終わります。

続きまして、第73号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 (第73号議案説明)

小林副委員長 説明は終わりました。

続きまして、質疑を行います。

ご発言を求めます。

宮地委員。

宮地委員 この雇用保険法で定めてる額というのは、どれほどの額で、こういう、例えば犬山市の場合は、そういう該当者出るのかな。

小林副委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 具体的には、ちょっと額はつかんでおりませんが、公務員の場合、やはりかなり退職手当は手厚くなってると思います。この条文にも出てきますように、12カ月とか、こういった勤続期間ですので、比較的若手職員が退職した場合かなと、こんなふうに思っております。定年退職すれば、それは、こういった30年、35年以上勤めることを想定している場合ではないと思います。

小林副委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

小林副委員長 質疑なしと認め、第73号議案に対する質疑を終わります。

続きまして、第76号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

大鹿総務課長。

大鹿総務課長（第76号議案歳入説明）

小林副委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長（第76号議案歳出説明）

小林副委員長 説明は終わりました。

続きまして、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

小林副委員長 質疑なしと認め、第76号議案に対する質疑を終わります。

以上ですべての案件に対する質疑は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

再 開

午前11時25分 開議

小林副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

質疑が終わりましたので、討論を行います。

討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

小林副委員長 ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

採決を行います。

最初に、第65号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

小林副委員長 ご異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第67号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

小林副委員長 ご異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第71号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

小林副委員長 ご異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第72号議案を採決いたします。

+

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

小林副委員長 ご異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第73号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

小林副委員長 ご異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第76号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

小林副委員長 ご異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件は、すべて議了しました。

これをもって委員会を閉じます。どうもご苦労さまでした。

午前11時27分 閉会

+

+

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務副委員長

+

本委員会に付託（送付）された事件及び審議結果

議案番号	件名	付託(送付)年月日	審議結果	審査年月日
第65号議案	犬山市土地開発公社定款の一部改正について	平19.12.14	原案可決 (全員一致)	平 19.12.17
第67号議案	平成19年度犬山市一般会計補正予算（第3号）	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第71号議案	犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第72号議案	犬山市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第73号議案	犬山市職員の退職手当支給条例の一部改正について	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第76号議案	平成19年度犬山市一般会計補正予算（第4号）	〃	原案可決 (全員一致)	〃

+

+

+

+

+